

日本体育大学と公益財団法人藤沢市みらい創造財団との包括連携協定書

日本体育大学（以下、「甲」という。）と公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下、「乙」という。）は地域社会の発展と研究・教育活動の推進、人材の育成等に寄与するため、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲及び乙（以下、「両者」という。）が緊密な連携のもと相互の人的及び知的資源の交流、活用等により、市民の健康増進及び体力向上と、まちのにぎわい創出、共生社会の推進、青少年の健全育成に関する分野で価値共創及び協働を推進し、地域社会の発展や実学の促進に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両者は前項の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 身体活動・生涯スポーツの促進とスポーツによるまちのにぎわい創出に関すること。
- (2) 市民の健康づくり及び健康寿命延伸に関すること。
- (3) 教育、福祉及び青少年育成に関すること。
- (4) 芸術及び文化の地域振興に関すること。
- (5) 産学官連携による研究調査、開発に関すること。
- (6) 乙が設置する専門委員会等への参画、助言に関すること。
- (7) 両者の発展と市民生活の質的向上を達成するために必要なこと。
- (8) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項。

（有効期間）

第3条 本協定の発効日は協定締結の日とし、有効期間は定めない。ただし、甲及び乙は1ヶ月前までに相手方に対して書面をもって通知することにより本協定を終了することができる。

（成果の公表）

第4条 甲及び乙が本協定に関わる事業・研究の成果を外部に公表しようとするときは事前にその内容を両者で協議のうえ決定するものとする。

（守秘義務の徹底）

第5条 両者はこの協定に基づく取り組みによって知り得た情報、データ等を保秘するための管理と守秘義務を徹底する。また、甲が乙の行う藤沢市からの受託事業を研究対象とする場合は、藤沢市の許可を得たうえで行うものとし、研究以外でデータ等を使用しないことを厳守する。

（改廃の手続き）

第6条 本協定の改廃を行うときは両者協議のうえ、その内容を決定するものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈に疑義が生じた場合は両者が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ各自1通を保管する。

2023年（令和5年）6月14日

（甲） 東京都世田谷区深沢7丁目1番1号

日本体育大学

学長

石井 隆史

（乙） 神奈川県藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

理事長

江井 恒男